

意見書案第 14 号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ

打越 基安

山口 剛司

三角 公仁隆

田中 しんすけ

橋田 和義

飯盛 利康

とみなが 正博

倉元 達朗

落石 俊則

阿部 真之助

楠 正信

森 あや子

中山 郁美

田中 丈太郎

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏出して減少し、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気とされています。その症状は、外見的には見えないため、周囲の人々や、医療現場、交通事故時の保険関係者等の理解が得られず、患者や家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年度から、厚生労働科学研究費補助金において、脳脊髄液減少症の研究を実施しており、平成23年10月には、脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像判定基準・画像診断基準が定められました。また、平成24年6月には、治療法の「硬膜外自家血注入療法」（ブラッドパッチ療法）が先進医療として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、その治療法の有効率は82%（症例報告527件中、432件が有効）と報告されており、ブラッドパッチ療法が脳脊髄液減少症の有効な治療法として確立されていると言っても過言ではなく、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について早期に実現されるよう強く要請します。

- 1 ブラッドパッチ療法を保険適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛て

議 長 名